

**新たな地域自治組織に
よる協働のまちづくり
提案書**

平成23年11月

大口町まちづくりを考える会

はじめに

地方分権の進展によって、自分たちの地域のことは、自分たちで考え責任を持って決めていくことが求められています。一方で、地域の課題は年々多様かつ複雑になり、行政だけの対応では困難になってきています。そうした中で、地域安全パトロールや防災への対応などの地域主体の取組みが、地域の課題解決に大きな役割を果たしています。こうした地域で解決できる課題は地域で取組み、地域だけで解決が難しい課題については、町や NPO などと連携し、その解決に取組むということがますます必要になってきています。

このような状況の中、大口町では平成10年から「住民の参画と参加のまちづくり」が進められ、平成18年度から「みんなで進める自立と共助のまちづくり」（大口町第6次総合計画）を背景に、地域（住民）や NPO 登録団体などのまちづくり活動団体が、福祉や環境などさまざまな分野にわたって活発に活動しています。

一方、平成21年6月に大口町まちづくり基本条例（以下、「まちづくり基本条例」）が公布されました。この背景には、社会の成熟に伴い人々の意識の多様化が急速に進み、従来の地域から行政への要望依存型による行政主導の画一的サービスの提供のみでは対応しきれない複雑・多様な課題が生まれてきた事情があります。そしてまちづくり基本条例公布を踏まえ、同年11月、これからの地域自治組織のあり方を検討し、その具体化を図るために「大口町まちづくりを考える会（以下、「まちづくりを考える会」）が結成されました。

本提案書は、「まちづくりを考える会」の発足から平成23年9月までの約2年間にわたり行った一連の調査・研究、討議・実践学習で得られた知見を「提案実行型の新たな地域自治組織による協働のまちづくり」としてまとめたものです。本提案書が多くの人の心を動かし、従来の地域自治組織から如上の新たな地域自治組織への転換を促す契機となることを期待しています。

目次

§ 1. まちづくりを考える会	1
(1) 目的	1
(2) 経過	1
§ 2. 新しい地域自治組織が求められる背景	2
§ 3. 新しい地域自治組織の基本的な考え方	5
(1) これまでの地域の姿	5
(2) これからの地域の姿	5
(3) 必要とする行政の支援措置	7
§ 4. 新しい地域自治組織の具体的な提案	8
(1) 地区の考え方	8
(2) まちづくり委員会	9
(3) 新しい地域自治組織	10
(4) 行政区との関係	12
(5) NPOなどとの協働	12
(6) 行政の役割（責務）	13
(7) 組織の全体像	14
(8) 発足にあたって	14
§ 5. その他	15
(1) 人材育成	15
(2) 行政区規約（案）	15
§ 6. 活動報告～活動の記録～	18

§ 1 まちづくりを考える会

(1) 目的

「まちづくりを考える会」は、まちづくり基本条例附則第2項の規定に基づき、住民が地方自治の主権者であることを踏まえ、地域分権の進展又は地域の課題に対応できる地域自治組織のあり方を考え、住民自治を実践していくための組織や制度を整備し、権限と財源を地域自治組織に委ねることを検討するために設置されました。

ちなみに、「地域自治組織」とは、住民が、共通の課題を身近に感じ、その解決のために一緒に取組むことができる身近な地域を単位とした組織（区域）です。既にある行政区に限らず、実情に応じて新たな地域自治組織の設定も検討できるようにまちづくり基本条例では定められています。

「まちづくりを考える会」では、まちづくり基本条例附則第2項に規定する

- ◎ 地域自治組織の区域の新たな設定に関する事項
- ◎ 地域自治組織の組織や制度の整備に関する事項
- ◎ 権限と財源を地域自治組織に委ねることに関する事項

について必要な調査又は協議を行い、協議において合意された地域自治組織のあり方について町長に報告又は提案していくことを目的としています。

(2) 経過

まちづくりを考える会は前半に一連の調査・研究を行い平成22年12月に中間報告を行い、討議・実践学習の後半となる平成23年1月からまちづくり基本条例に規定されている新しい地域自治組織の検討に着手しました。そのためにまずまちづくりを考える会の委員を3グループに分け、それぞれのグループが新しい地域自治組織のスタイルや仕組みなどについて検討をしました。そして、各グループの案についてさまざまな角度から議論を重ねて1案に絞り、これに肉付けをして6月に「大口町における新しい地域自治組織のイメージ（素案）」を作成し、7月には11行政区とNPOに対してこの素案の説明・意見交換会を開催しました。

そして、説明・意見交換会で住民の方やNPOメンバーから出された意見を踏まえ、新しい地域自治組織の提案書の骨子の検討に入りましたが、これを進める中で、更に検討すべき課題が明らかとなり、9月いっぱいかけてこれらの検討を行い10月に提案書を作成しました。

なお、活動経過の詳細については、§ 6 活動報告 を参照して下さい。

§ 2 新しい地域自治組織が求められる背景

大口町がどのように変わってきたのか、その概要を把握する意味で、住民の意識、行政区、高齢者の福祉に視点を置いた行政、災害と防災について半世紀余り遡った昭和30年代と今日との間の変化を概観してみたいと思います。

ア 住民の意識の変化

当時、村民の多くが農業に従事しており、生活の課題がおおむね共通していた世帯単位の構成が主体であった大口村の時代から、工場や倉庫、大型小売店舗などの進出によって新たな雇用の創出と住民の転入、そして個人主義の浸透が進む成熟社会となりました。住民はさまざまな職業や団体活動に携わり、多様な課題・価値意識を持つ個人単位の構成が主体の大口町へと変わってきています。

イ 行政区の変化

世帯を構成単位とした行政区は一部で分離独立の歴史を有するが、ほとんど形態を変えることなく今日まで60年以上にわたり、住民生活の規律や秩序の維持に大きな役割を果たしてきました。

その頃の住民には、納税額に見合う以上のものを望むのであれば、その分は身銭を切るか労力で賄うことは当然のこととして受け入れられていました。今日、我々がその恩恵を享受している生活基盤の多くが先人たちの無報酬の労役により築かれたことが行政区の歴史には刻まれています。

しかし、企業の誘致で町の財政が次第に豊かになるに伴い、行政区内の課題は徐々に町の行政サービスで賄うことができるようになっていきました。そのため、住民はこれまでの労役から開放されるようになってきましたが、やがて行政区内の課題は全て行政へ依存する形で処理してしまうという依存体質が出来上がってしまうことになりました。

ウ 行政の変化

当時は戦後の復興が軌道に乗り始めた時期で、高速道路、高速鉄道などインフラ整備も進められていました。その時期に大口村への企業の進出が本格的に始まり、新たな雇用が生まれ、村の財政基盤も次第に強化され、それに伴い行政事務の増加に比例して職員数が増加していきました。しかし、1963年に高齢者福祉の増進を図るための「老人福祉法」が制定されるまでは、65歳以上の高齢者は日本全体で6%に満たず、高齢者福祉に対する社会の認識は低く、高齢者の介護は家庭内で家族の負担により行われていました。一方、次第に国民の生活水準が向上し社会が成熟してくるに伴い、家族関係の変化や高齢化社会の到来を意識するようになり、行政においても高齢者の福祉や医療へ目が向けられるようになりました。

今や当時の復興を担い成長を支えてきた人々が高齢者となり、行政面では、在宅高齢者福祉、後期高齢者福祉医療、地域支援、介護認定審査、人権擁護、健康推進、健康づくり教室など、当時想像もされなかったさまざまな社会保障サービスが提供される時代となりました。しかし、大口町の限られた財政力（図1）と職員のもとでは毎年増加するさまざまなサービスの需要にどう応えてゆくのか検討すべき課題はたくさんあります。

今日、財政面では高齢化の進行（図2）で担税力、購買力、住民活力などの低下や労働力の減退、社会保障費の増加などが進み、大口町においては平成23年度の福祉行政に要する経費である民生費は歳出予算の25%を占め、対前年度比7.9%の増加となり財政の重荷となりつつあります。（平成3年度民生費19億円強と比べると平成23年度は約2倍の37億円強）

現在、行政は全国的に少子高齢化に伴い、生産人口の減少、税収の減少、それに伴う職員数の減少が予測され、住民へのさまざまな行政サービスの提供をいかに維持していくかという難しい課題に直面しています。

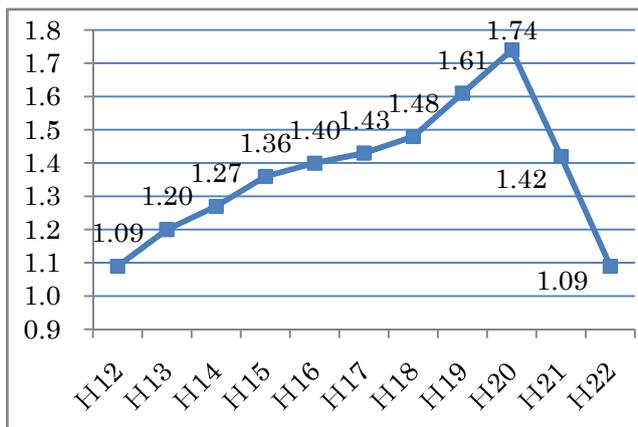


図1 単年度の財政力指数の推移

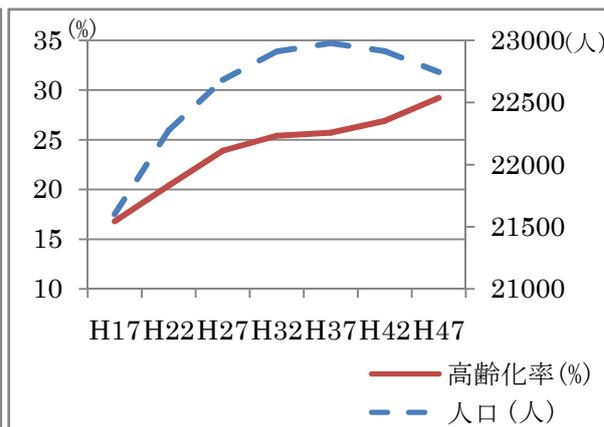


図2 高齢化率の推移と推計

（2005年国勢調査結果に基づく人口推計より）

エ 災害と防災

1959年の伊勢湾台風では、家屋や神社仏閣の倒壊、農作物の倒伏、長期間の停電や断水など戦後最大規模の災害となりました。しかし、多くの家庭では昔からある井戸で飲料水だけは確保することができたのは救いでした。また、強風で送電線が切れ、村内の有線放送の無力さを思い知らされました。住民の多くは伊勢湾台風の災害を天災として受け止めたましたが、これを契機に今後の防災について深く考えようとする姿勢が、少なかったのは残念なことでした。

今日的な防災対策上の課題のひとつとして、高齢化社会の進展に伴う地震対策があります。伊勢湾台風発生直後の1960年と現在の高齢化の割合を比較（下表）して分かるように、災害時に支援が必要と思われる方の増加と地域コミュニティの機能低下が進むなか、東海・東南海・南海地震の連動地震の発生が危惧され、隣近所のコミュニティによる防災対策の推進が望まれます。

	人口 (人)	65歳以上 (人)	高齢化率 (%)
1960年	10,163	675	6.6
2011年	22,126	4,260	19.2
比較 (倍率)	2.2	6.3	

表 大口町における高齢化の比較

以上を要約すると

- ① 住民の多くが行政区の一世帯員ですが、一個人としての課題・価値意識を強く持つようになってきました。
- ② 行政区は、行政への要望・依存のみではうまく解決できないさまざまな課題に直面することが多くなりました。
- ③ 行政は、限られた予算・職員のもとで年毎に需要が増加する社会保障などの多様なサービスの提供が重荷となりつつあります。
- ④ 行政は、高齢化が進む住民へのさまざまな行政サービスの提供を維持するための財政力に不安を抱き始めています。
- ⑤ 地震防災では、高齢化社会の進展と地域のつながりの希薄化に伴い、災害時要援護者の支援のための地域コミュニティによる防災対策が必要となってきました。

上記の ② はこれまでの行政区と行政との係わり合い方に、③ は行政の非画一的サービスへの対応力に起因していると考えられます。⑤ は地区の主体的な取組みとそれを支援する仕組みが望まれるものであります。このように60年以上にわたる現行の地域自治組織の仕組みが今日の複雑多様な課題にうまく対処しきれなくなってきたと言えます。

企業のものづくりに例えば、設計チームと製作チームとの密接な連携があってはじめて高い品質の物が作り出せるのと同様に、地域課題の解決には行政と地域の垣根を取払って両者が連携することが極めて大切になってきています。

この提案書では、これまでの要望依存型の行政主導のまちづくりから、住民が行政に参加し住民、各種団体、事業所などが主体となる提案・実行型の協働のまちづくりの仕組みとして、「新しい地域自治組織」を提案しています。

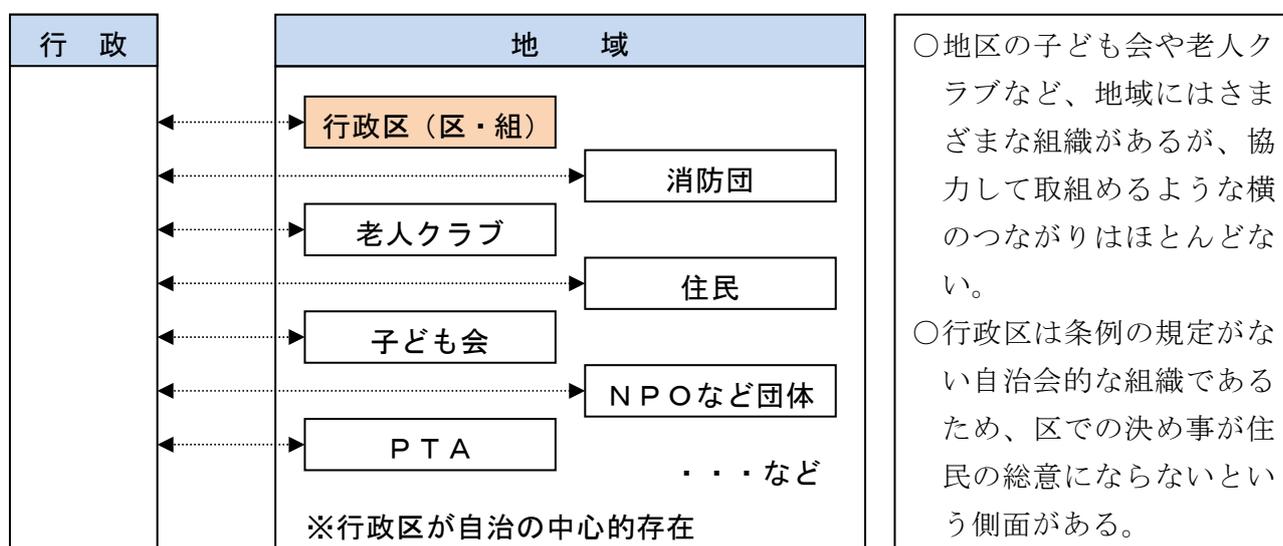
課題には、規模の小さなものから大きなものまで、また、一集落単位の狭域性のものから複数の区にまたがる広域性のものまで、更に、短期間で対処すべきものから検討・協議から実施に至るまで長期間を要するようなさまざまな課題を地域は抱えています。しかし、どのようなケースであれ、課題に直面している人々こそが、自分たちでその解決の方法や手順などを議論・検討し、提案・実行する意欲を持つことができると思います。新たな地域自治組織の使命は、行政と連携してそうした人々の課題解決に向けての主体的な活動を支援することにあります。

§ 3 新しい地域自治組織の基本的な考え方

(1) これまでの地域の姿

大口町では、それぞれの行政区から行政に対して直接地域課題を解決するための要望を行い、その要望に基づいて行政が施策を実施するという、行政依存型の地域組織として機能してきました。

行政区として区長－区会（評議員会）－住民という組織を中心に、老人クラブ、子ども会などの組織が行政にそれぞれの立場から課題解決のための要望を行い、行政がその要望を実施することを待つという構図になっています。ここでは、行政区が地縁を基礎とした住民にとって最も身近で公共的な団体ではあるものの、その中のさまざまな組織が協力連携し、住民にとって最も身近な公共的な団体として地域の課題解決に取り組むという役割は果たされてきませんでした。（下図参照）



これまでのまちづくりは、行政主導型のまちづくりであり、そのため画一的で、税金や人の投入を当然の前提としたものでした。

(2) これからの地域の姿

「新しい地域自治組織が求められる背景」においても問題を提起しました。

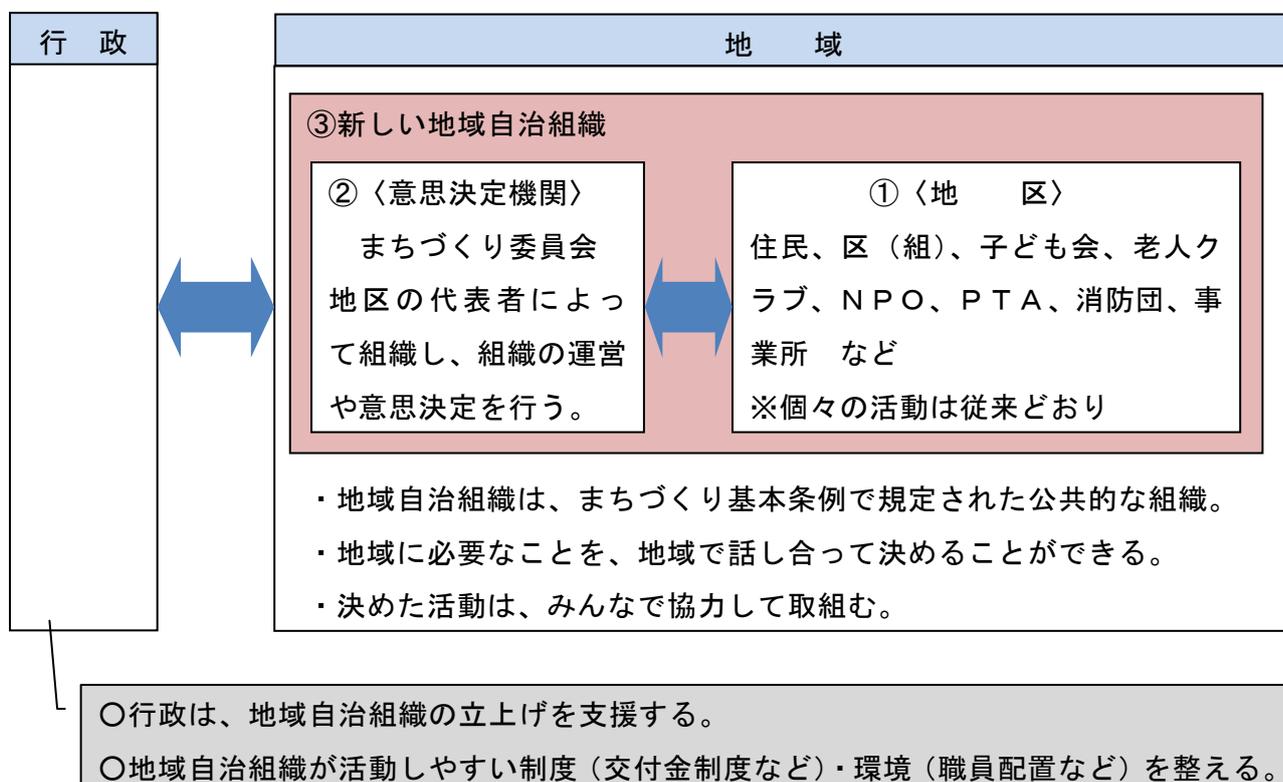
- ア 住民意識や価値観の個人を主体とする意識への変化
- イ 地域課題の多様化・複雑化に伴う行政の施策の非効率化
- ウ これらの変化に伴う多様なサービス提供の要請
- エ 高齢化の進行によるさまざまな行政サービスの維持のための手だてに対する不安
- オ 地震など災害時における地域の役割の再認識

など、町を取巻く社会環境の変化の中で、今までのように地域の区長－区会（評議員会）－住民という組織を中心に、老人クラブ、子ども会などの組織がそれぞれ行政に対して地域課題を解決するための要望を行い、その要望に対して行政が税金や人の投入を前提に画一的

な施策を実施するという構図は、いつまでも維持することは困難となりつつあります。

このような中で、権限と財源を地域に委ねることにより、「地域で求めることは、地域で話し合って実行する。」ための「新しい地域自治組織」を提案したいと思います。

この組織では、地域はこれまでの町に対する要望依存型の組織ではなく、課題解決のための提案とその決定権を持ち、課題解決を担う実行型の組織とします。（下図参照）



上記図中①～③を整理すると下記ようになります。

① 地区

従来の行政区の中で、区長一区会一住民を始め老人クラブ、消防団、子ども会、NPOや事業所を含むさまざまな団体が互いに連携して地域課題の解決策を考え提案し、それを実行する組織をいいます。

② 意思決定機関

地区で考えた地域課題の解決策の広域的な調整、修正と補足や解決策の決定、それに対する予算付けを行うための意思決定機関として、「まちづくり委員会」を設置し、上記①から選ばれた代表で構成します。

③ 新しい地域自治組織

①②を包含した組織を「新しい地域自治組織」とします。

個人や団体などがさまざまなまちづくりの活動にそれぞれの立場で取り組んでいますが、地域に多くの課題があります。こうした状況を解消し、地域の誰もが分け隔てなく地域に必要なことを話し合い決定して、その決定に従って課題解決のための具体的な取り組みを行うことが

できる「新しい地域自治組織」をイメージしました。「新しい地域自治組織」の活動は「やらされる」「押し付けられる」ものではなく、行政に「任せる」「頼る」ものでもありません。「新しい地域自治組織」の取組みをとおして、主体的な「自助、共助、公助」の役割分担をこれから築いていくことが大切であると考えます。

生産年齢人口の急激な減少に伴い、担税力の低下による恒常的な財源不足が予想されます。「新しい地域自治組織」は地域課題解決のために自主的、主体的な取組みを行い、行政は地域のみだけでは解決困難で私たちの生活に不可欠な事業（たとえば今後増大するセーフティネットの維持や充実など）に優先的に投入していくことになります。

(3) 必要とする行政の支援措置

「新しい地域自治組織」の設立に際して、行政からは次のような支援が必要になります。

- ア 「新しい地域自治組織」の立上げへの支援
- イ 「新しい地域自治組織」に対する財源の確保
- ウ 「新しい地域自治組織」が活動しやすい新たな交付金制度の整備
- エ 「新しい地域自治組織」に対する行政職員の担当制度の整備
- オ 「新しい地域自治組織」を担う人材の育成

§ 4 新しい地域自治組織の具体的な提案

これまで述べてきたように、日本の社会は大きく変わろうとしています。地域に権限と財源を委ねることにより多様な価値意識を持つ個人を取込み、地域課題の複雑・多様化に伴う行政の非効率化を克服し、地区や地域の実情に応じた解決が実現できるものと考えています。

以上のことを踏まえ、私たち「まちづくりを考える会」は「新しい地域自治組織」の姿を次のとおり提案します。

(1) 地区の考え方

《地区は行政区（区長一区会一住民）を始め各種団体やNPOなどで構成》

ア 地区とは

従来の行政区の中で、区長一区会を始め老人クラブ、消防団、子ども会、NPOや事業所の組織が連携した姿です。

イ 地区の構成員

行政区の構成員は世帯加入ですが、地区においては個人を基本とし地域内の事業所を含む全住民とします。また、行政区や団体に属していない人（個人）も構成員です。したがって、全住民とは、住民、区会、子ども会、老人クラブ、消防団、NPOなどの団体のほかPTA、学校、事業所などを示します。

地区内の全住民が参加することにより、地区の誰もが分け隔てなく、地区に必要なことを話し合い決定し、取組むことができます。

参考 【まちづくり基本条例 第2条より】

「住民」とは、次の三つのものをいいます。

- 1 大口町内に居住する個人
- 2 大口町内で営利を目的としない活動を継続的に行う住民団体
- 3 大口町内で公益、非営利または営利を目的に活動している事業所

ウ 地区の役割

① 地区や地域で求めること（できること）を検討し、地区で完結できることは地区で、地域でないと解決できない。あるいは、地域で活動したほうが地域の利益につながることは、率先してまちづくり委員会へ提案する役割を持ちます。また、地区で完結できたことも地域へ情報を提供し、地域内の他の地区へ情報の共有を促します。

② まちづくり委員会に提案した地域課題の解決策について、まちづくり委員会からの予算付けを受けて、地域の課題を解決するための取組みを地区内のさまざまな団体や他の地区と連携し実施します。

(2) まちづくり委員会

《まちづくり委員会は地域に任された意思決定機関》

ア まちづくり委員会とは

各地区から選出した代表者で構成され、地域に権限と財源を委ねる際の受託先であり「新しい地域自治組織」の意思決定機関です。(幅広い年齢層や女性の参画も得た地区の代表者で構成)

イ 役割

① まちづくり委員会は、地区内のあるいは、地区を超えたさまざまな地域課題の解決策の提案を受け、地域全体の視点に立って調整、補足、修正を行い、地域計画を作成します。

- ・地区の“やりたい”、“やってみよう”という思いをまちづくり委員会へ持ち寄ることからスタートします。
- ・地区のさまざまな構成員からまちづくり委員会へ提案します。
- ・地域で事業展開できる方法（みんなにメリットがあること）をみんなで考合い、展開できる方法を話合います。

② まちづくり委員会は、地区内の行政区を中心とした各団体や個人が、地区の委員と気軽に話合う場を提供し、さまざまな団体をつなぐ役割を持ちます。

③ 地区内の小さな課題や活動であっても、地区や地域また行政で情報を共有する役割を持ちます。

ウ 権限と財源

① 地域全体の視点に立って、地区から提出された地区や地域の課題解決策を基に地域計画の作成を行います。

② このような地域の活動（計画）を支援するため、たとえば次の3つの財政支援制度を提案します。

- ・「元気なまちづくり事業助成制度[地域版]」として、地域内の各種団体が、地域課題を解決する際、その活動を支援するために、活動費の一部または全部を助成する制度
- ・「地域予算制度」として、「新しい地域自治組織」内でまとめた「地域計画（地域課題を解決するための実現可能な事業計画）」に基づき取り組む活動を支援するための交付金制度
- ・まちづくり委員会に権限・財源を委譲し、地域の活発な活動を支援するため、まちづくり委員会への運営に対する交付金制度

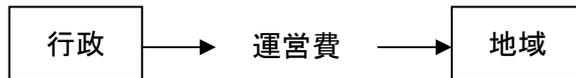
エ 地域での財源の確保（小金を稼ぐ仕組み）

行政が持っている課題のうち地域で解決した方が効果的なものについて実施します。

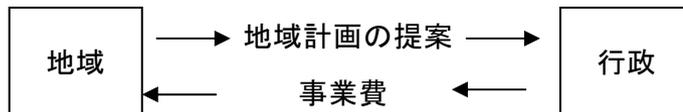
県や町から事業委託を受け、地域内の人々が有償で活動します。単に安く委託という考え方ではなく、安全面の費用も含め適切な事業費積算が必要です。

財源を委ねるイメージ

- ・行政は、まちづくり委員会にその運営に必要な財源を委ねる。



- ・行政は、まちづくり委員会の提案（やる気）に応じ、財源を委ねる。



オ まちづくり委員会委員の任期と報酬

- ① 委員の任期は複数年が理想であり、委員は一度に交代するのではなく、半数ずつ入替わる方法も考えられます。
- ② まちづくり委員会委員は責任ある職務を担うため、報酬は必要であると考えます。

カ 地域計画の作成と提案

- ① 地区からまちづくり委員会へ提案された事業を精査し、地域課題を解決するための実現可能な事業を地域計画として行政へ提出します。
- ② まちづくり委員会が認めた事業は基本的に最大限尊重するものとします。

(3) 新しい地域自治組織

《区域の設定は、3地域を提案します。》

ア 役割

- ① 「新しい地域自治組織」は、地区とまちづくり委員会を包含した組織です。
- ② 「新しい地域自治組織」は、地域で求めることは地域で話合って決定し、実行する組織です。行政からまちづくり委員会に委ねられる権限と財源を活用し、地区を中心に地域課題の解決に取り組めます。
- ③ 「新しい地域自治組織」は構成員との情報を共有するため、「広報配布など」を利用して情報を流すだけでなく、地域の特性を考慮し情報の共有に努めます。

イ 区域の設定

「新しい地域自治組織」の区域の設定は、下記の項目について考えました。

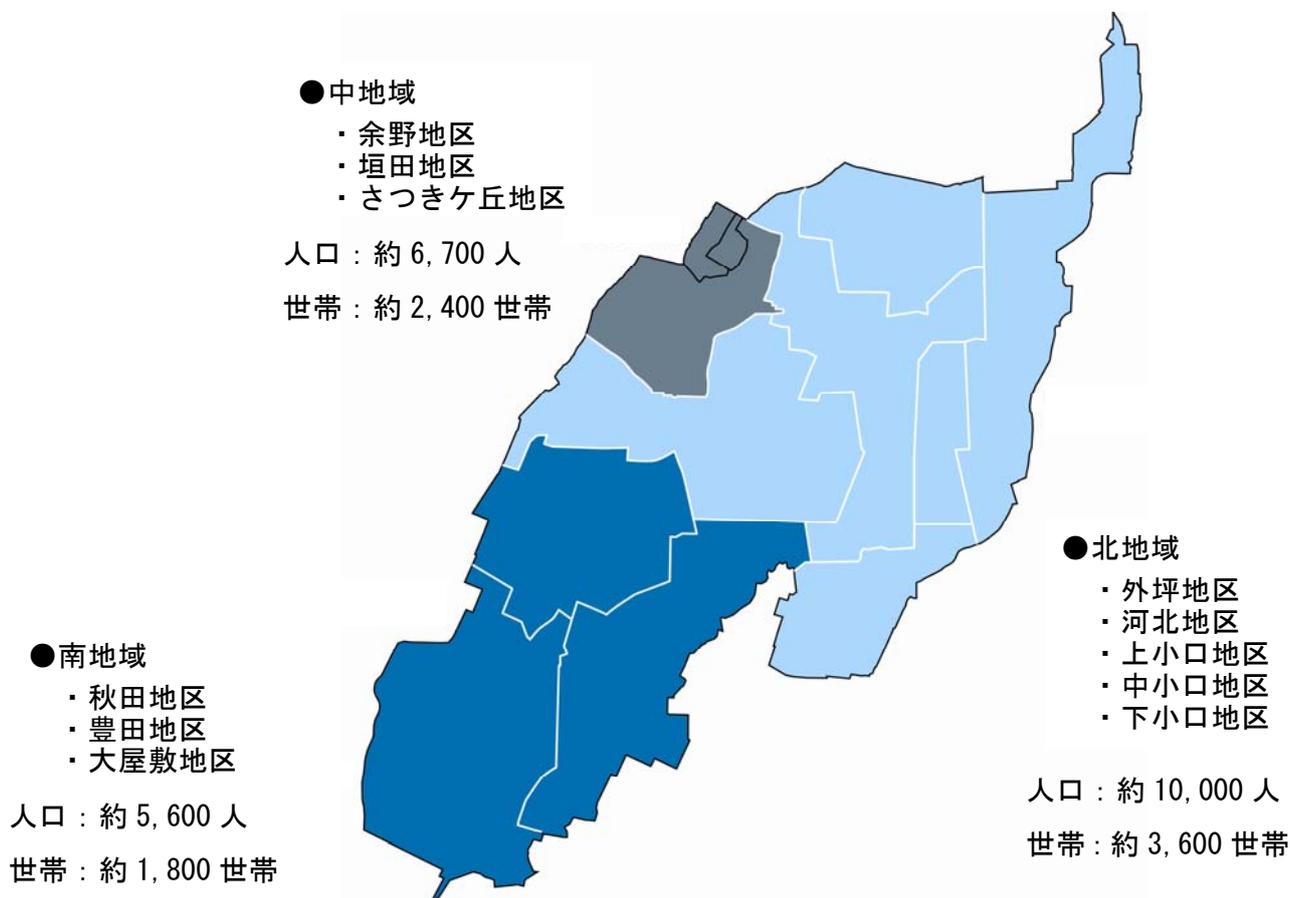
- ① 未来をイメージし「子どものためのまちづくり」を考え、子どもにとって最初のコミュニティであり、大人になっても続くもの考えること。
- ② 子どものまとまりを重視することで保護者や地区の活動への参加を容易にすること。
- ③ 広域の課題に取り組むことができること。
- ④ より広範な人（地域）の力の確保が期待できること。
- ⑤ 一つの地区だけにとらわれない公共性、公益性を確保する必要があること。
- ⑥ 地区という限られた広がりの中における人材不足を解消する必要があること。

以上を鑑みおおむね小学校区を1つの「新しい地域自治組織」の範囲とします。この結論に達するまでまちづくりを考える会では、さまざまな角度から、長期間にわたり議論を繰り返しました。

「行政区」はまちづくりに欠かせない存在であることは全員一致する考え方でした。前に述べたような条件を整え、今以上に住民が自立し、誰もが構成員となれるコミュニティの大きさについて検討しました。先進地の例のように、すでに確立されている中学校区、小学校区の単位が一番現実的ですが、どちらもメリット、デメリットがあり容易に決定できませんでした。町内を1つの地域にすれば人材確保は容易になりますが、まとめることが難しくなります。3地域ならば目が届くが、さらに地域が多くなればより広い地域課題への対応に無理が出てきます。

協議の結果、未来を見据えて「おおむね小学校区」を単位に「新しい地域自治組織」の区域を設定しました。なお、「おおむね小学校区」とは、行政区を基本に考えたものです。

■新しい地域自治組織の範囲



新たな地域自治組織については、設立準備委員会を設置して、準備の整った地域から順に新たな地域自治組織の立上げを行っていきます。行政は、こうした取組みを支援します。

また、新たな地域自治組織は、地域間の格差をなくすため3地域の代表により情報の共有や意見交換をする場が必要と考えます。

懸念される地域間の格差、たとえば3地域間の差、地区間の取組みの差、交付される金額の差などは共通化を求めません。そのため、取組みの差が格差という形で表れることになり、

それが「新しい地域自治組織」の特性の表れともなります。

(4) 行政区との関係

《「新しい地域自治組織」と「行政区（区長—区会—住民）」は組織の目的と役割が違う》

「新しい地域自治組織」は、これまでの要望依存型ではなく条例で位置づけられた公共的な組織として、課題解決のための提案とその決定権を持ち、課題解決を担う実行型の組織です。地域内のコミュニティをより活発にし、横のつながりの強化に努め、共有する課題解決のための取組みに行政から委譲された権限と財源を使います。また、現在の行政区を始め各種団体は「新しい地域自治組織」の活動に積極的にかわり、今まで解決できなかった課題、やりたかったことへの取組みが実現できます。

まちづくり委員会を中心とした「新しい地域自治組織」を立上げて軌道に乗せるまでの間は、行政区や区長の負担が増えることが予想されます。しかし、「新しい地域自治組織」が軌道に乗れば、行政区が行っている事業についても精査し、どちらで行ったほうがよいか振分けができ行政区の負担を軽くすることが想定できます。

「新しい地域自治組織」と「行政区」は、前提として組織（目的・役割）が違います。また、「行政区」とまちづくり委員会は「上下」の関係ではなく「連携」の関係です。双方が「新しい地域自治組織」の中心的な組織として、密接に連携していく関係にあります。

(5) NPO などとの協働

《性質の異なる組織との連携で、地域はますます活性化》

「新しい地域自治組織」の今後を考えたとき、地域が他の組織と協働・連携すれば地区・地域課題に対してより効果的な取組みが期待できます。

ア 大口町のNPO

「NPO活動促進条例」や条例に基づく「まちづくり応援の仕組み」が既に整えられ、大口町のNPOは、町内各所で、活発な活動が繰り広げられています。

イ 特性

- ① 専門性が高い（知識・技術・情報がある）
- ② 事業展開して利益を生む（小金をかせぐ）企画力・アイデアがある
- ③ 活動領域が広範囲に及ぶ（活動領域に捉われない）
- ④ 地域単位に捉われず、団体のテーマ・思いが同じ人たちで構成 など

ウ 連携して地域活動を広げます

- ① 地域では、今まで経験が少ない計画書の作成や、その具体化といった分野でNPOの専門性や知恵を期待し、連携します。
- ② NPOのネットワークで地域の範囲にとらわれない人材の確保が可能になり、地域課題に対し、新しい方法や発想が期待できます。また、若い人や女性が多く活動しており、地域に新しい意見を取り入れることができます。

エ NPOに期待したいこと

地域課題を共有し具体的な事業計画を練る段階から、関連するNPO団体の参画を期待します。

オ これからの地域とNPOや活動団体

「新しい地域自治組織」の構成員は、地域内の全住民です。NPOも「新しい地域自治組織」の構成員であり、「地域」と「NPO」、それぞれの特性は違いますが、両者とも地域自治の担い手です。

「新しい地域自治組織」では、地区をこれまでの行政区と捉えるのではなく、区長一区会一住民を始め行政区内の各種団体やNPOを構成員としています。これは今までにない新たな発想で、こうした組織が、今後地区・地域での情報の共有や意見交換の場を設け、互いの活動を尊重し、共に活動する関係を築くことで、「新しい地域自治組織」における協働・連携による事業展開を実現できるものと考えます。

(6) 行政の役割（責務）

《組織の認定根拠の整備と財源確保》

地域活動を円滑に進めるため、活動しやすい仕組みづくりと職員のサポート体制を整えるなど、行政に期待するさまざまな支援は下記のとおりです。

ア 財源委譲の流れの整備

財源委譲については財源の流れと、「新しい地域自治組織」を運営していくための運営費が地域へ流れる仕組みの整備を行います。

イ 「新しい地域自治組織」の位置づけの整備

「組織の認定根拠の整備」を行うことで財源・権限の委譲を明確にします。

まちづくり委員会は、法人化する新たな課題が出てくることも予測されます。そうした法人格の取得に対する支援なども併せてお願いします。

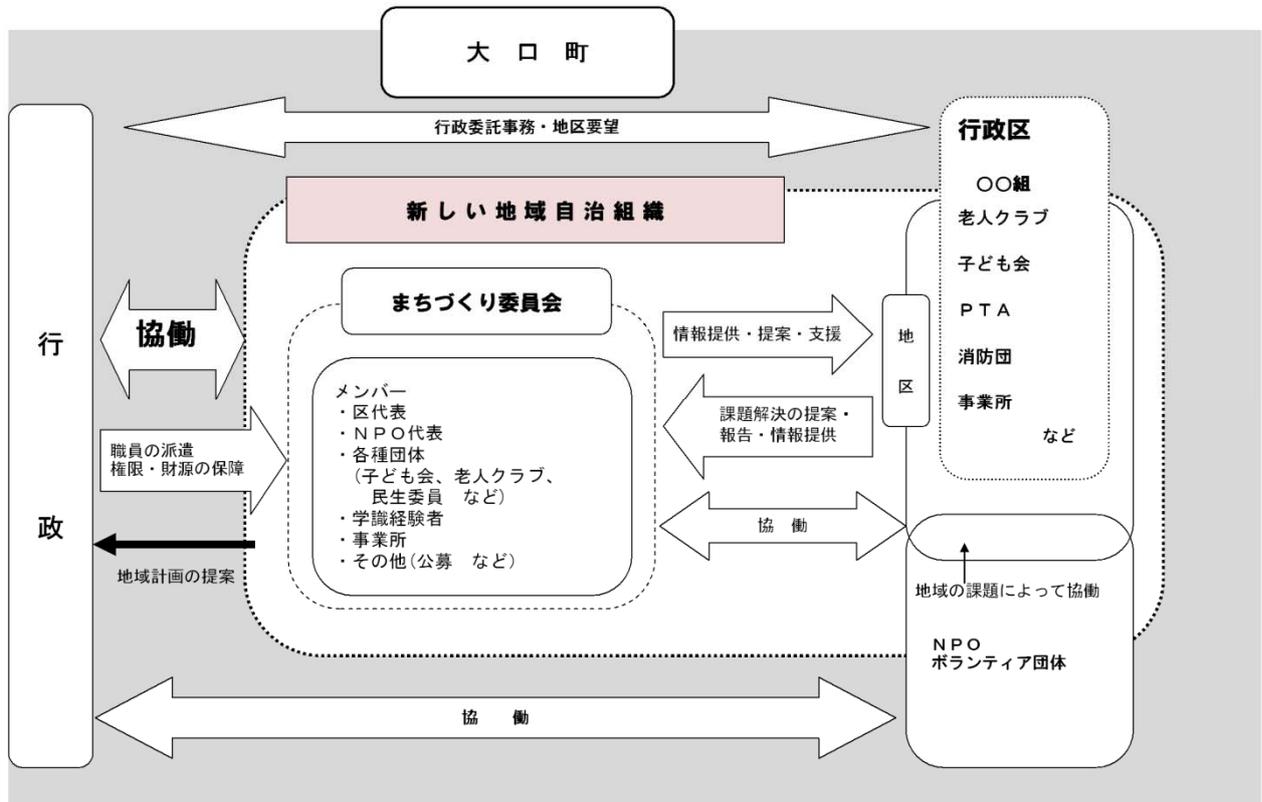
ウ 行政職員の役割、支援制度の仕組みの整備

複数の職員を複数年で担当職員とすることを提案します。行政職員はアドバイザーやサポーターとして支援します。また、拠点施設を確保（3つの「新しい地域自治組織」が同じ拠点施設を使用することも可）することも提案します。

エ 行政内の連携

地域活動には、関係各課のサポートを必要とする場合があります。行政内においても連携を密にし、地域が活動しやすい体制を整えていただきたいと思います。

(7) 組織の全体像



(8) 発足にあたって

《負担にならない“できる事”から取り組む》

「新しい地域自治組織」を立上げるためには、各地区で「新しい地域自治組織」の設立や委員選出を見据えた説明会を開催し、準備の整ったところから設立準備委員会を立ち上げます。

ア 設立準備委員会

地域課題もさまざまであり、まずは負担にならない“できる事”から取り組むことが大切です。そうしたことから、この提案書に記載していない詳細な部分についてもそれぞれ地域で決めていくことが必要です。

設立準備委員会では、主に次のことを行います。

- ① まちづくり委員会の規約を作ります。
- ② まちづくり委員会委員の選出方法の検討とその決定を担います。
- ③ 最も大切なことは、その検討状況を地区の構成員に正しく伝えることです。

イ 試行錯誤の繰り返し

ここに提案する「新しい地域自治組織」は、これまでに経験したことのない財源と権限を持つ、まったく新しい組織です。まずは「新しい地域自治組織」の細かなルールを地域で決めるところから進めていきたいと考えます。

地域で求めることは地域で話し合い、実行できる組織として、行政の条例によって位置づけ

られ、権限や財源と共に責任を持ちますが、住民自らが望んで行う事業は、顔の見える地域の絆を深めることができると確信します。

最初は、負担にならない“できる事”から取組み、その結果を顧みながら、逐次、組織運営の見直しを行っていくことこそが、「新しい地域自治組織」の姿です。

§ 5 その他

(1) 人材育成

《地域は人材の宝庫》

行政区や各団体に共通することは、担い手が不足しがちなことです。かかると面倒なことになるのではと考える方も少なくありません。その一方で、ここに住んでいるのだから何かやらなければという方もたくさんいます。

「新しい地域自治組織」が機能するには、志ある方たちの参画・参加が不可欠ですが、まちづくり委員会や行政は、そうした方たちの参画・参加を待つばかりであってはなりません。コミュニケーションをとりながら、新しい人材を発掘し、地域と共に育合う関係性でありたいと考えます。

講座の企画イメージ

参加対象：区会を始め、地区・まちづくり委員会を牽引する役割として期待する人（推薦・公募）、新たに活動を始めようとする人、より活動を活発化させたい人など

開催期間：6ヶ月程度の連続講座

テーマ：人と人がつながり合うことの大切さ

みんなの思いを組織（地域や団体）として形にしていくことの魅力・楽しさ
先進事例を学びまちづくりに対する機運を高める

(2) 行政区規約（案）

《地域活動がしやすい仕組みづくり》

行政区によっては規約を設けていないところもあります。規約がないと運営ができないわけではありませんが、組織や関わる人の役割を明確にすることで、地域活動がしやすい環境になるものと考えます。

今回、「新しい地域自治組織」を提案するに当たり、その重要な構成員である行政区にも規約を設けていただくことを提案します。可能であれば副区長の制度を設け、「新しい地域自治組織」や行政区の中で区長の負担がこれ以上重くならないように役割分担を実現し、複数年にわたり地域活動や行政区の活動に携わっていただけるようにするものです。（規約案については次頁参照）

〇〇区規約（案）

（名称）

第1条 本会は、〇〇区と称する。

（組織）

第2条 本会は、〇〇区域内に居住する住民をもって組織し、加入単位は1世帯とする。会員とは………をいう。

（目的）

第3条 本会は、会員相互の連帯と親睦を深め、生活環境の充実及び社会福祉の増進に寄与し、住みよいまちづくりを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

(1)

(2)

(3)

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

(1) 区長 1名

(2) 副区長 〇名

(3) 顧問又は相談役 〇名

(4) 会計 〇名

(5) 書記 〇名

(6) 区会議員 〇名

(7) 監事（監査） 〇名

(8) 〇〇〇〇 〇名

（役員を選出）

第6条 役員は、会員の中から選出する。ただし、

(1) 区長は前年度の副区長が就任する。

(2) 顧問（又は相談役）は前年度の区長が就任する。

（役員の仕事）

第7条 区長は本会を代表し、区業務を総括する。

(1) 副区長は区長を補佐し、区長に事故があるときは区長の職務を代行する。

(2) 顧問（又は相談役）は区長を補佐し、意見を述べることができる。

(3) 会計は本会の会計事務を行う。

(4) 書記は会の記録をとる。

(5) 区会議員は………

(6) 監事（監査）は………

(7) ○○○○は・・・・・・・・

(役員の任期)

第8条 役員の任期は○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の報酬)

第9条 役員の報酬は○○○円とする。

(会議)

第10条 本会の会議は、区会並びに役員会とし、区長が招集する。

(区会の議決事項)

第11条 区会は次の事項を議決する。

- (1) 予算、決算に関すること
- (2) 事業に関すること
- (3) 規約に関すること
- (4) 会費に関すること
- (5) 役員選出に関すること
- (6) その他必要と認めたこと

(会計)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第13条 本会の会費は、1世帯年額○○○円とする。

(慶弔・傷病見舞い)

第14条 慶弔と傷病見舞いについては、必要に応じて正副区長が協議し、支出することができる。

(細則)

第15条 この規約に定めのないものについては、別に定めることができる。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

§ 6 活動報告 ～活動の記録～

回	月 日	内 容
1	平成 21 年 11 月 27 日 (金)	○「大口町まちづくり基本条例」の概要説明 ○「まちづくりを考える会」の設置目的などの説明
2	12 月 12 日 (土)	○高浜市「まちづくりシンポジウム」へ参加 ※基調講演：大森 彌 氏
3	平成 22 年 1 月 15 日 (金)	○豊田市足助地域自治区の視察に向けた事前勉強会
4	1 月 29 日 (金)	○豊田市足助地域自治区の視察 ※有志で、翌 30 日に犬山市で開かれた自治を考えるシンポジウムへ参加
5	2 月 16 日 (火)	○グループワーク ・豊田市自治システムの検証 ・大口町の地域の問題点を洗い出す
6	3 月 16 日 (火)	○グループワーク ・地域課題の原因を探る
7	3 月 26 日 (金)	○グループワーク ・地域課題の解決策を考える
8	4 月 23 日 (金)	○グループワーク ・解決策の実施主体を考える ○平成 22 年度の事業計画 (案) の検討
9	5 月 27 日 (木)	○自区紹介 (わが区会組織の特徴、良い点、悪い点) ○3 部会へのグループ分けと作戦会議 ・セミナー部会 (8 名) …自治意識・認識向上の機会づくり ・情報発信部会 (8 名) …報告書作成・各所への PR、報告 ・フォーラム部会 (8 名) …集大成となるフォーラム開催 ※以降、各部会が、適宜、主体的に活動を実施。
10	6 月 10 日 (木) ～8 月 20 日 (金)	○セミナー部会 地域の皆さんと一緒に地域と行政のあり方や地域自治組織のあり方を勉強するため、地域の具体的な課題である災害対策を例に、「地域自治セミナー」として専門家の講演とワークショップの企画・開催、そのまとめを実施。 計 3 回実施。
11	6 月 24 日 (木) ～9 月 22 日 (水)	○情報発信部会 地域自治セミナーを含め、これまでに取組んできたこと、そこで検討した内容、これから「まちづくりを考える会」が取組んでいく方向などを中間報告書にまとめ、それを基に各方面への報告を実施。 計 5 回実施。
12	6 月 25 日 (金) ～12 月 8 日 (水)	○フォーラム部会 情報発信部会の中間報告書をベースに、「まちづくりを考える会」のこれまでの集大成となるフォーラムを企画し、12 月に開催することを実施。 計 7 回実施
13	7 月 8 日 (木)	○全体会 ・「地域自治セミナー」の開催について (役割分担、準備など) ・各部会活動の進捗状況の共有

14	7月25日(日)	<p>○地域自治セミナー 「最近の自然災害に学ぶこれからの地域防災 ～大口町でのこれからの自然災害に備える～」 講師：片田敏孝 氏 基調講演352名、ワークショップ44名参加</p>
		
15	8月5日(木)	<p>○全体会 ・「地域自治セミナー」の振り返り</p>
16	9月28日(火)	<p>○全体会 ・中間報告書(案)について ・「まちづくり協働フォーラム」について</p>
17	10月19日(火)	<p>○町長へ中間報告</p>
18	10月27日(水)	<p>○全体会 ・「まちづくり協働フォーラム」について</p>
19	10月28日(木)	<p>○議会へ中間報告</p>
20	11月30日(火)	<p>○全体会 ・地域懇談会について ・「まちづくり協働フォーラム」について</p>
21	12月11日(土)	<p>○まちづくり協働フォーラム 「自分のまちは自分でつくる ～つながる ひろがる 地域づくり～」 ・活動報告「まちづくりを考える会」 ・基調講演「まちづくりは、なぜみんなでしなければいけないのか」 講師：岩崎恭典 氏 ・交流会「みんなで話そう つながる広がる交流会」 コーディネーター：岡田敏克 氏 活動報告及び基調講演170名、交流会80名参加</p>
		

22	平成 23 年 1 月 14 日 (金)	○全体会 ・「まちづくり協働フォーラム」の振り返り ・「新しい地域自治組織」の検討の進め方について ※以降、各班が、適宜、「新しい地域自治組織」について検討を実施
23	1 月 20 日 (木) ～2 月 28 日 (月)	○班会議 3 月 1 日の全体会に向けて 3 班に分かれ「新しい地域自治組織」について検討を実施。
24	3 月 1 日 (火)	○全体会 ・各班から「新しい地域自治組織」についての提案 ・各班からの提案を受けて検討
 		
25	3 月 14 日 (月)	○全体会 ・新しい地域自治組織のあり方 (素案) について
26	5 月 10 日 (火)	○全体会 ・新しい地域自治組織の具体的なイメージについて ・「地域自治セミナー」について
27	5 月 30 日 (月)	○全体会 ・「地域自治セミナー」について (役割分担、準備など) ・「地域意見交換会」までの日程について
28	6 月 4 日 (土)	○地域自治セミナー 「いま求められる地域のチカラ ～あなたの地域から“おおぐち”を変える～」 ・基調講演「いま求められる地域のチカラ」 講師：岩崎恭典 氏 ・座談会「新たな地域自治の姿を描く」 コーディネーター：岡田敏克 氏 ・グループワーク「地域自治への思いを語る」 98名参加
 		

29	6月24日(金)	○全体会 ・「新しい地域自治組織イメージ(素案)」について ・「平成22年度、23年度区長意見交換会」について ・「活動団体意見交換会」について ・「地域意見交換会」のプログラムについて
30	7月1日(金)	○平成22年度、23年度区長「新しい地域自治組織イメージ(素案)」意見交換会
31	7月5日(火)	○活動団体「新しい地域自治組織イメージ(素案)」意見交換会
32	7月9日(土) ～7月31日(日)	○「新しい地域自治組織イメージ(素案)」意見交換会 ※11行政区にて実施。 合計528名参加
		
33	8月11日(木)	○全体会 ・「意見交換会」の振り返り ・提案書について ・今後の予定について
34	8月23日(火)	○「新しい地域自治組織イメージ(素案)」説明会 ※役場職員を対象に実施。 76名参加
35	8月24日(水)	○提案書検討会 ・提案書骨子の項目出し ・提案書のまとめ方について
36	8月30日(火)	○提案書検討会 ・提案書骨子について ・今後のスケジュールについて ・第1回班会議準備
37	8月31日(水)	○全体会 ・提案書の骨子について ・今後の協議方法(進め方)について ※以降、各班が、適宜、提案書について検討を実施し、各班代表者により検討結果の共有及び調整を実施。
38	9月6日(火) ～9月8日(木)	○班会議(提案書骨子の項目についての協議) ・発足にあたって、設立準備委員会 ・人材育成 ・行政区規約(案)
39	9月9日(金)	○提案書検討会 ・発足にあたって、設立準備委員会 ・人材育成 ・行政区規約(案) ・第2回班会議準備

40	9月12日(月) ～9月14日(水)	○班会議(提案書骨子の項目についての協議) ・区域の設定 ・構成員 ・まちづくり委員会の組織化 ・まちづくり委員会と各地区の取組み
41	9月16日(金)	○提案書検討会 ・区域の設定 ・構成員 ・まちづくり委員会の組織化 ・まちづくり委員会と各地区の取組み ・第3回班会議準備
42	9月22日(木) ～9月28日(火)	○班会議(提案書骨子の項目についての協議) ・行政区との関係 ・NPOとの協働
43	9月29日(木)	○提案書検討会 ・行政区との関係 ・NPOとの協働 ・第4回班会議準備
44	10月4日(火) ～10月5日(水)	○班会議(提案書骨子の項目についての協議) ・事業計画の作成、提案 ・行政の役割 ・組織の全体像
45	10月7日(金)	○提案書検討会 ・事業計画の作成、提案 ・行政の役割 ・組織の全体像 ・今後のスケジュールについて
46	10月18日(火)	○提案書検討会 ・提案書について
47	10月24日(月)	○全体会 ・提案書について ・報告会について
		
48	10月31日(月)	○全体会 ・提案書について
49	11月14日(月)	○全体会
50	11月23日(水)	○報告会

まちづくりを考える会委員名簿

地 区	名 前	備 考
秋 田	安 藤 汀	
	暮 石 晴 光	
豊 田	井 上 正 晴	
	大 森 博 政	
大 屋 敷	三 輪 初 昇	
	宮 地 弘 信	平成23年6月24日から
	前 田 新 生	平成23年4月30日まで
外 坪	河 合 宏	
	服 部 惠 一	
河 北	岩 田 六 郎	
	福 富 勝 義	
余 野	近 藤 喜 昭	
	泉 原 実	平成23年6月24日から
	伊 藤 浩	平成23年4月30日まで
上 小 口	近 藤 邦 幸	
	奥 村 勝 利	平成23年6月24日から
	丹 羽 孝	平成23年4月30日まで
中 小 口	木 野 勝 己	
	中 村 達 雄	
下 小 口	酒 井 保 孝	
	前 田 保 博	
	酒 井 武 美	
	前 田 正 三	
垣 田	武 田 静 雄	
	竹 腰 要 之 助	平成23年6月24日から
	李 維 明	平成23年5月23日まで
さつきヶ丘	木 野 勇	
	堀 部 昭 雄	

アドバイザー	曾 田 忠 宏	元愛知工業大学教授
--------	---------	-----------

